

【件名】新型コロナウイルス関連情報（ナミビア政府による措置の引締め）

【ポイント】

12月23日、ナミビア政府は、国内における新型コロナウイルス感染状況が著しく悪化しているとして、明年1月13日まで、夜間外出制限を含め更なる措置引締め等を行う旨発表しました。このうち重要な点は以下のとおりです（発表された原文は以下のリンクをご覧ください）。

（保健・社会サービス大臣）<https://www.na.emb-japan.go.jp/files/100129964.pdf>

【ナミビア政府発表要旨】

1 新規感染者数は、ナミビアがこれまで経験したことの無い水準で推移しており、9日から15日までの1,615人に対し、16日から22日までは2,716人と68%もの増加を記録した。また、入院患者数を上記と同期間と比較すると71%増となっており、このままでは病床数を凌駕しかねない。感染地域が国内全土に拡大していることも大きな懸念事項である。

2 12月23日23:59から明年1月13日24時まで、以下の措置を講じる。

（1）集会の人数制限を50人とする。集会の主催者に対しては、参加者の記録簿を作成し、参加者の検温を行い、参加者に手洗い・消毒の場を提供することを求める。また、対人距離は1.5m以上とする。

（2）21時から翌日4時まで外出禁止とする。

（3）バー、ナイトクラブ、カジノ、レストラン等で酒類を提供可能な時間帯を月曜から土曜までの9時から20時までとする。

（4）公共の場（公共交通機関等を含む）におけるマスク着用は引き続き必須である。

（5）商店等には、顧客等に手洗い・消毒の場を提供することを求める。

（6）外国籍のナミビア入国者には入国前72時間以内に取得したPCR検査陰性証明書の提示を求めていたが（注：検体採取から起算）、この要件は入国前7日以内に変更する。

（7）違反者に対する罰則は、10万ナミビアドルまでの罰金又は10年までの禁固刑とする。

【ご参考】

○日本国厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

(感染症情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

○日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>

○外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：査証についてのご案内（外務省 HP）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/index.html>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(連絡先)

在ナミビア日本国大使館 領事班

住所：78 Sam Nujoma Drive, Klein Windhoek, Windhoek, Republic of Namibia
開館時間：8:30-12:45 13:45-17:00

電話：+264 61 426 700

FAX：+264 61 426 749

E-mail：consul@wh.mofa.go.jp

ホームページ：http://www.na.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

URL：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delate>